

肥料高騰緊急対策事業実施要領

令和4年7月5日
4農産第666号
京都府農林水産部長通知

第1 趣旨

知事は、長引くコロナ禍による消費低迷に加え、国際情勢等に伴う肥料価格高騰の影響を受けた農業者に対し、原料を海外からの輸入に依存する化学肥料から国産有機質肥料等への転換の取組を支援するため、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

第2 事業の内容等

本事業の事業内容、事業実施主体、採択基準及び補助率等については、別表のとおりとする。

第3 事業の実施等

1 交付申請等

- (1) 事業実施主体は、規則第5条の規定により、補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、申請内容が本事業の趣旨に照らして相当と認めるときは、当該事業実施主体に対して補助金の交付決定を行うものとする。
- (3) 事業実施主体は、補助事業の内容について、次に掲げる内容を変更しようとするときは、規則第9条の規定により補助金変更承認申請書（別記第2号様式）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 事業の中止又は廃止
 - イ 事業実施主体を構成する者の追加又は変更
 - ウ 補助金額の増又は2割を超える減
 - エ 事業内容の追加又は変更

2 実績報告

- (1) 事業実施主体は、事業が完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、別に定める期日までに規則第13条の規定により、補助金実績報告書（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。
- (2) 既に実施済みの事業については、補助金交付申請書（別記第1号様式）に実績報告時に必要な資料を添えて提出することにより、(1)に規定する実績報告書の提出があったものとみなす。

第4 補助対象期間

本事業の補助対象期間は、交付決定日から令和4年11月30日までとする。

ただし、事業趣旨に鑑み、肥料価格高騰の影響から早期に肥料を確保するために、令和4年5月18日以降に着手された内容について、これを対象とすることができるものとする。

第5 書類の提出先

この要領に基づき知事に提出する書類は、事業実施主体の主たる事務所の所在地が京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては知事に、その他の場合にあっては当該事業実施主体の主たる事務所の所在地を所管する京都府広域振興局長を経由して知事に提出するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この実施要領は、令和4年7月5日から施行する。

【別表】

事業内容	事業実施主体	採択基準	補助率等
<p>原料を海外からの輸入に依存する化学肥料から、国産有機質肥料等への転換を図ることで、コロナ禍や国際情勢等に左右されない中長期的に安定した農業経営の実現に向けた取組に係る以下の経費に対し助成する。</p> <p>1 国内産有機質肥料への転換に要する経費</p> <p>(1) 土壌分析費</p> <p>(2) 国産有機質肥料購入費</p> <p>(3) 運搬・散布代行費</p> <p>2 その他、事業の趣旨に照らして化学肥料の削減効果が認められる取組に係る経費</p> <p>(1) 緑肥作物の種子購入費</p> <p>(2) マルチ資材等購入費</p> <p>(3) その他知事が認めるもの</p>	<p>農業者が組織するグループ、集落営農組織等</p>	<p>以下の基準をすべて満たすこと。</p> <p>1 京都府内に所在する農業者のグループ・組織であり、府内に主な生産・経営基盤を持つこと</p> <p>2 国産有機質肥料への転換等※により、化学肥料の使用を削減する取組であること</p> <p>※府内産畜産堆肥への転換を優先採択</p> <p>3 化学肥料の施用量（窒素分量）を前作から30%以上削減することで環境にやさしい農業に取り組むこと</p> <p>4 他の補助事業と重複した申請とならないこと</p>	<p>1 補助率 定額 10a当たり10千円以内</p> <p>2 補助上限額 1 事業実施主体 当たり500千円 ただし、府補助金額が事業に要する経費（事業費）を超えない範囲において、補助を行うこととする</p> <p>3 事業費は税抜き金額とする</p>